

社会的養護自立支援拠点事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法第66号)により、「社会的養護自立支援拠点事業」として新たに創設され、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置づけられました。

本事業では、「社会的養護自立支援拠点事業実施要綱(令和6年3月30日付けこ支家第183号こども家庭庁支援局通知)」及び「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン(令和6年3月30日付けこ支家第186号こども家庭庁支援局長通知)」に基づき、社会的養護自立支援拠点事業を実施し、県内児童養護施設及び里親等と連携し、措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかつた者等(以下「対象者」という。)の孤立を防ぎ、対象者を必要な支援につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援関連する関係機関との連絡調整を行うことにより、将来の自立に結びつけることを目的とします。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名　社会的養護自立支援拠点事業業務委託
- (2) 業務内容　　別紙「社会的養護自立支援拠点事業業務委託仕様書」のとおり

3 企画提案コンペの参加要件

(1) 参加者資格

- ・企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式第1号)及び同確認申請書3に記載の添付書類を提出した者
- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する社会的養護自立支援拠点事業業務委託企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、その内容の審査を行い、見積価格を勘案のうえ、総合的に最優秀提案を選定します。

(1)企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式第1号)の提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和8年2月12日（木）正午必着（期限厳守）
イ 提出先 〒514-8570
三重県津市広明町13番地
三重県子ども・福祉部 児童相談支援課
TEL 059-224-2760
FAX 059-228-2085
E-mail jidoucen@pref.mie.lg.jp
ウ 提出方法 電子メール、ファクシミリ、郵便、民間事業者による信書便もしくは持参
※持参以外の場合は、必ず電話にて受領確認を行うこと。
※持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。
※電子メール、ファクシミリで提出する場合、申請書に「発行責任者」「担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

エ 参加資格決定通知 令和8年2月24日（火）に電子メールで通知します。

（2）企画提案資料の提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和8年2月25日（水）～同年2月26日（木）正午必着
※期間厳守（提出期間以前には受理できません。）
イ 提出先 上記（1）に同じ
ウ 提出方法 郵便、民間事業者による信書便もしくは持参

（3）質疑応答

質問事項の取扱いについては、次のとおりとします。

ア 質問期間
令和8年1月26日（月）から同年1月30日（金）正午まで
イ 質問方法
電子メールまたはファクシミリのいずれかの方法で提出すること。なお、質問文書には、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。
ウ 提出先
電子メール（jidoucen@pref.mie.lg.jp）、FAX（059-228-2085）
エ 質問への回答
令和8年2月6日（金）正午までに県のホームページ（当事業のコンペ公告ページ）にて回答します。

（4）第1次審査

実施日時 令和8年3月3日（火）を予定
ただし、提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略します。

(5)第2次審査(プレゼンテーション審査)

- ア 日時 令和8年3月4日（水） ※詳細は後日提案者に連絡します。
イ 場所 三重県庁内または三重県庁付近の会議室
※オンラインでの審査となることがあります。
ウ 内容 プrezentation 15分、質疑10分（予定）

(6)評価の項目と観点

提案書の審査における評価項目と観点は下表のとおりです。

項目	観点
1 企画 内容	提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されており、かつ独自のアイデアが盛り込まれ、全体的に完成度の高いものとなっているか。 <ul style="list-style-type: none">・「社会的養護自立支援拠点事業実施要綱（令和6年3月30日付けこ支家第183号こども家庭庁支援局長通知）」及び「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン（令和6年3月30日付けこ支家第186号こども家庭庁支援局長通知）」を踏まえた企画内容となっているか。・対象者の自立を促進し、継続的な支援として期待できる企画内容となっているか。・交流イベントは、対象者にとって参加しやすい内容であり、イベント後も対象者同士のピアサポートが期待できるような企画内容となっているか。・相談支援は対面のみでなくメールやLINE等を活用した対象者が相談しやすい工夫がされた企画内容となっているか。
2 具体性	提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されており、事業の趣旨を的確に反映し、具体的な内容となっているか。 <ul style="list-style-type: none">・支援計画は対象者の現状や課題を把握し、目標や目的を踏まえたうえで具体的な計画内容となるよう、記入する項目や評価時期の目安について具体的に提示されているか。・交流イベントの実施内容は具体的に提示されているか。・相談支援について、聞き取りのポイントや関係機関との連携方法など具体的に提示されているか。・関係機関との連携について、連携先の情報や対応のフローチャートなど、統一した対応がとられるような工夫は提示されているか。・全体的な啓発として、SNSやインターネット等を活用した多様な方法により幅広く周知されるような具体的な方法が提示されているか。
3 実現 可能性	提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されており、実現可能な内容となっているか。 <ul style="list-style-type: none">・実施スケジュールは事業を効果的に進めることができるものとなっているか。
4 実施 体制	提案内容の事業実施に必要な体制が整っているか。
5 経済性	提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

5 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書 8部

※A4サイズ30ページ以内で作成（厳守）

(2) 提案書の内容

① 相互交流の場の提供、企画・運営

- ・相互交流の場の候補先やその理由
- ・相互交流イベントの企画・運営
- ・年間スケジュール（企画回数や時間）など
- ・企画内容とその理由、またその狙い

② 支援計画の策定

- ・策定する支援計画シートの様式と着眼点
- ・計画立案後の具体的な支援モデル
- ・関係機関により会議の開催時期
- ・計画に沿った対象者との面談及び見直し回数（時期）

③ 相談支援

- ・実施方法（相談記録、支援方法など）
- ・関係機関との連携が分かるフロー図
- ・支援計画の策定へ移行の想定についての考察

④ 事業全体の実施体制及びスケジュール

- ア 業務仕様書3実施体制に定める配置予定職員の該当要件及び適格性について（支援コーディネーター（管理者）、生活相談支援員、就労相談支援員）
- イ 全体実施スケジュールについて（開所日含む）

⑤ 本事業に類似した業務実績

(3) 見積書 8部

見積の様式は任意であり、合計額は「契約希望額」で記入するものとする。費用積算の内訳書を詳細に記載し、社名及び代表者名を記載した上、代表者印を押印すること。

なお、提案見積については、代表者印の押印を省略することができるが、押印を省略する場合は、提案見積の発行責任者及び担当者氏名をフルネームで記載すること。（発行責任者及び担当者は、同一人物でも可とする）

また、見積経費のうち、開設準備費用に係る経費については、本体分と別に作成すること。

(4) 会社概要書 8部

6 契約上限額

27,780,764円（非課税）

（内訳）拠点事業実施分 23,781,164円

開設準備費分 3,999,600円

※ 開設準備経費については、拠点開設に必要な設備の整備及び備品の購入にかかる経費であること。

7 その他

- (1) 企画提案に要する費用はコンペ参加者の負担とします。
- (2) 企画提案資料は返却しません。
- (3) 選定方法は書類審査及びプレゼンテーション審査とします。
ただし、応募件数によっては、書類審査を省略する場合があります。
- (4) 最優秀提案に選考された者は、選考の結果を受け取った日の翌日までに次の書類を担当課に提出してください(メールまたはFAXでの提出可)。
 - ・ 所管税務署が過去6ヶ月以内に発行した、消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」の写し
 - ・ 三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行した「納税確認書」の写し
 - ・ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(第3号様式)、または契約書の写し、履行確認書の写し等契約の履行が確認できる書類(該当ない場合は提出不要)
 - ・ メール・FAXで提出する場合は、必ず電話により担当課へ受信確認を行うこと。
- (5) 上記(4)による資格確認後、最優秀提案者と随意契約を締結します。

8 担当課・担当者

三重県子ども・福祉部 児童相談支援課 田口

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2760 FAX 059-228-2085

電子メール jidoucen@pref.mie.lg.jp